

## シフルフェナミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年11月13日～令和元年12月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>発がん性試験でリスクが認められたにも関わらず、例によって「発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」ということで淡々と閾値設定に進んでいますが、発生機序が遺伝毒性によるものと認めるのはどういう場合か明確にしていきたいです。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他1件</p>	<p>食品安全委員会では、残留農薬に関する食品健康影響評価指針（以下「指針」という。）に基づき、残留農薬の食品健康影響評価を行っています。</p> <p>指針において、遺伝毒性発がん物質は、「当該物質又はその代謝物がDNAに直接作用し、DNA損傷性、染色体異常誘発性、遺伝子突然変異誘発性等を示し、当該遺伝毒性に係わる作用が発がん機序の一部であると考えられるものをいう」とされております。また、「遺伝毒性発がん物質であるか否かの判断においては、作用機序等を考慮し、慎重に検討する」とされており、発がん性試験等において検体投与により腫瘍の発生頻度増加等が認められた場合、遺伝毒性試験のほか、腫瘍発生機序検討試験等の結果を総合的に考慮して、腫瘍の発生機序が遺伝毒性によるものかどうか判断しています。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。